

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局健康推進部こころの健康センター (06-6922-8520)
処分担当名	同上
処分の名称	こころの健康センターの使用料等減免
概 要	市長が特別の事由があると認めるときは、こころの健康センターにおける診療費や診断書等の発行手数料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市こころの健康センター条例第 5 条 大阪市こころの健康センター条例施行規則第 5 条
審査基準	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 市長が前号に準ずる状態にあると認める者 (3) その他市長が必要と認める者
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	健康局健康推進部こころの健康センター
提出時期	随時
提出方法	生活保護を受けている者として減免を申請する場合は、生活保護適用証明書を提出 それ以外の場合は事由を証明する書類を提出してください。 (詳しくは相談窓口にお問い合わせください。)
手数料	なし
相談窓口	健康局健康推進部こころの健康センター
ホームページ	
備 考	